

令和3年度就学援助費のお知らせ

熊谷市教育委員会

小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の方で、経済的にお困りのご家庭に対して、就学費用の一部を援助します。この就学援助費を希望される方は、申請手続きを行ってください。

なお、就学援助の申請は毎年度必要です。令和2年度に認定された方も改めて申請が必要となります。

1 援助を受けられる方 次のいずれかに該当し、教育委員会が認めるもの。

	申請理由	添付書類
1	児童扶養手当を受給している世帯 ※児童手当ではありません	令和2年度児童扶養手当証書（オレンジ色） の写し ※証書は令和2年10月下旬頃から、こども課より順次発送されます。証書が届かない場合、先に申請書のみを提出し、あとから提出期限までに証書の写しを提出してください。受給をしても証書の写しが添付されていない場合は、所得で判定を行います。
2	市民税が非課税の世帯	令和2年1月2日以降熊谷市に転入した方 「令和2年度市民税県民税所得・課税証明書（所得額・控除額の明記されたもの）」 （義務教育以下・学生を除く家族全員分）
3	生活保護は受けていないが、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯 ※所得のめやすを参照	※ 令和2年1月1日熊谷市に住民登録があり、申請書の同意書欄の内容に同意し、自署または記名押印された方は、 <u>添付書類は不要</u> 。 ※ 詳細は裏面「6その他」参照。
4	生活保護受給世帯	添付書類は不要。 ※一部の費目のみ支給対象。

※所得のめやす：合計所得金額から、社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額を引いた金額を下記の基準額と比較します。世帯構成や年齢により基準額は変化しますので、めやすとしてご利用ください。

世帯人数	世帯構成例	年間所得基準額
2人	父または母（35歳）子（10歳）	約1,602,000円
3人	父（38歳）母（35歳）子（10歳）	約2,115,000円
4人	父（41歳）母（39歳）子（13歳・9歳）	約2,683,000円
5人	父（41歳）母（39歳）子（13歳・11歳・8歳）	約3,139,000円
6人	祖父（65歳）祖母（65歳） 父（41歳）母（39歳）子（13歳・9歳）	約3,509,000円

2 申請方法

小・中学校及び教育総務課にある「令和3年度就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、上記の必要書類を添付して小・中学校または教育総務課に提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。なお、市内各行政センター及びさくらめいと出張所での申請書の配布・受付は行っておりません。

なお、市県民税申告等がされていないことにより所得状況の確認ができない場合は、審査ができないため、必ず申告を済ませてください。世帯内のどなたの扶養にも入っていない場合は、所得がなくても市県民税の申告が必要です。

3 申請期限

令和2年11月27日(金)までに申請してください。期限を過ぎても申請は受け付けますが、4月当初からの援助を希望する場合には、令和3年3月末までに申請してください。
※新入学学用品費について、上記期限までの申請で入学前(2月下旬)の支給、申請期限後から令和3年3月末までの申請で入学後(7月中旬)の支給となります。

4 援助の内容 ※援助費目・金額は令和2年度のものです。

支給費目	就学援助費(年額)		令和3年度 支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費等	1年 11,630円	1年 22,730円	7月・12月・3月
	2年～6年 13,900円	2年～3年 25,000円	
新入学学用品費等	1年 51,060円	1年 60,000円	入学前または7月
修学旅行費	実費相当額(交通費・宿泊費・見学科等が対象)		10月または1月
校外活動費	校外活動に直接必要な交通費・見学科等		3月
宿泊なし	限度額あり 1,600円	限度額あり 2,310円	
宿泊あり	〃 3,690円	〃 6,210円	
海浜学校見学科	6年 450円	-----	
給食費	実費分		7月・12月・3月
林間学校給食費	限度額 1,850円/1泊(2泊までを限度)		3月
医療費	定期健康診断後、学校からの申請により医療券を交付(特定の疾病のみ)。 ※こども医療費受給資格証の交付を受けている者は除く。		

※生活保護受給者については、修学旅行費・海浜学校見学科・林間学校給食費・医療費を援助します。

5 申請結果通知

教育委員会で審査後、4月下旬に申請者全員に対し認定又は否認定の審査結果を郵送で通知します。4月以降の申請については、申請月の翌月中旬までに通知します。

6 その他

- 申請書提出後に住所・学校等の申請内容に変更が生じた場合は、辞退又は異動の届け出が必要となりますので、学校または教育総務課へ早急に御連絡ください。
- 令和3年度就学援助は令和4年3月末まで、年間を通して随時申請を受け付けます。支給対象は申請月の翌月分からです。
- 振込み先の口座は、申請者(保護者)本人名義の預金口座を記入してください。
- 令和2年1月2日以降に熊谷市に転入された場合、令和2年1月1日時点で居住していた市町村で発行する令和2年度市民税県民税所得・課税証明書を添付してください。市町村によって証明書の名称が異なりますので、合計所得金額・社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額が明記されたものを、就労の有無にかかわらず、義務教育以下・学生を除く世帯員全員分をお取りください。令和3年6月以降に申請する方で令和3年1月2日以降に転入された方は、転入前市町村で令和3年度所得・課税証明書を取得してください。
- 市外転出や児童扶養手当を受給しなくなった場合、就学援助について受給辞退の手続きが必要となります。支給済の就学援助費について返納が必要な場合がありますので、早急にご連絡ください。

問合せ先

熊谷市教育委員会(熊谷市役所6階) 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1
教育総務課 電話 048-524-1651(直通)

《申請・審査・支給について》内線382 《医療費について》内線547